

## 第 13 防災センター

高層化，大規模化する防火対象物では，設置される消防用設備等のシステム化が進み，監視，操作等の項目が増加するとともに，用途の複合化，管理形態の複雑化により，火災等の災害時における防災センターの果たす役割は益々重要となっている。こうした中，防災センターを有機的に機能させ，消防隊の円滑な活動をサポートすることを目的として，防災センターの設置，位置及び構造に関する事項を下記のとおり定める。

### 1 設置対象物

次のいずれかに該当する防火対象物（令第 8 条に規定する床又は壁で区画されている場合は，区画された部分ごとに適用する。）

- (1) 令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物で，次のいずれかに該当するもの（平成 17 年総務省令第 40 号に掲げる特定共同住宅等を除く。）
  - ① 延べ面積 50,000 m<sup>2</sup>以上の防火対象物
  - ② 地階を除く階数が 15 以上で，かつ，延べ面積が 30,000 m<sup>2</sup>以上の防火対象物
- (2) 延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の地下街
- (3) 令別表第 1 (1) 項から (4) 項，(5) 項イ，(6) 項，(9) 項イ及び (16) 項イに掲げる防火対象物で，次のいずれかに該当するもの（平成 17 年総務省令第 40 号に掲げる特定共同住宅等を除く。）
  - ① 地階を除く階数が 11 以上であり，かつ，延べ面積が 10,000 m<sup>2</sup>以上のもの（非常用のエレベーターが設置されるものに限る。）
  - ② 地階を除く階数が 5 以上であり，かつ，延べ面積が 20,000 m<sup>2</sup>以上のもの

### 2 位置及び構造等

- (1) 避難階又はその直上階若しくは直下階で，外部から容易に出入りでき，かつ，非常用エレベーター及び特別避難階段等へ容易に近づける位置に設けること。
- (2) 耐火構造の壁及び床で区画し，開口部には建基令第 112 条第 19 項第 2 号に規定する特定防火設備（出入口にあっては，直接手で開くことができ，かつ，自動的に閉鎖するものに限る。）を設けること。
- (3) 壁，床及び天井の室内に面する部分の仕上げは，不燃材料とすること。
- (4) 前(2)の区画を貫通する換気，暖房又は冷房の設備の風道を設ける場合には，建基令第 112 条第 21 項に規定する特定防火設備（火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）を設けること。
- (5) 防災センターの床面積は概ね 40 m<sup>2</sup>とすること。
- (6) 入口の見やすい箇所に，防災センターである旨の表示をすること。

